

の適正管理と解体・利活用の検討を!

放置された空き家やその敷地から伸びる樹木の枝木や雑草が、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす事例が発生しています。空き家の適切な管理を行いつつ、利活用の検討をお願いします。利活用の予定のない空き家は解体も検討ください。



問い合わせ 都市計画課住宅建築係 (☎35-0957)



まずはセルフチェックしてみましょう

CHECK!

空き家管理チェックリストは、国土交通省ホームページ(右記)からダウンロードできます▶



外観	
☐	建築物全体が傾いていませんか。屋根が全体的に変形していませんか。
☐	外装材などにはかげ、破損や汚損はありませんか。不法侵入につながるような窓の破損はありませんか。
☐	屋根材のはがれや破損はありませんか。軒の脱落、傾きなどは生じていませんか。
屋内など	
☐	柱、はりなどが破損、腐朽していませんか。雨漏りの跡はありませんか。
☐	アスベストが露出していませんか。
☐	浄化槽が壊れていたり、排水管の水が干上がったりして、悪臭や不衛生な状態が生じていませんか。
敷地内	
☐	敷地内にゴミが散乱して景観を損なっていたり、腐敗して悪臭や不衛生な状態が生じていませんか。
☐	門、塀や屋外階段などに傾きや破損はありませんか。擁壁にひび割れ等はありませんか。
☐	立木の幹が腐ったり、大枝が折れたりしていませんか。枝がはみ出して、通行障害などになっていませんか。
☐	動物が棲みつきの不衛生な状態や悪臭、騒音が生じていませんか。隣家などへの侵入は見られませんか。



空き家の悩みは専門家に相談しよう

CHECK!

「売却したい」「空き家の相続が心配」など、空き家に関するさまざまな悩みを相談できます。空き家のことで困る前に、気軽に相談してみませんか?

	日にち	時間	会場	申込期限
第1回	8月1日(土)	午後1時~5時	プラザきくる3階会議室	7月15日(水)~24日(金)
第2回	11月7日(土)	午前10時~午後3時		10月21日(水)~30日(金)
第3回	令和9年2月6日(土)	午後1時~5時	中央公民館 会議室棟	令和9年1月20日(水)~29日(金)

参加方法

完全予約制 申込期間に都市計画課まで電話ください。

対象者

- ・市内にある空き家などの所有者もしくは法定相続人
- ・今後空き家などになる可能性がある家屋に居住する人で、売却や活用、相続手続について相談を希望する人

その他

- ・相談時間は1件あたり30分です。
- ・当日は相談内容に関する資料(登記簿や相続関係図)などがあれば、用意願います。資料がなくても相談は可能です。



空き家バンクを活用しよう

CHECK!

市の「空き家バンク」に登録すれば、市ホームページや全国版空き家バンクでの情報発信が可能です。空き家の有効活用のため、ぜひ登録ください!

※手続きには条件があります。

詳細は市ホームページ(右記)をご覧ください。



空き家の改修費用を補助します

CHECK!

問 市長公室営業戦略係 (☎35-0924)

空き家バンクに登録された物件を活用し、移住者や子育て世帯の定住促進を図るため、空き家の改修に要する費用の一部を補助します。

※補助金の詳細は市ホームページ(右記)をご覧ください。



最大100万円補助!

